

# 短期解決労働審判広がる



2

司法は  
いま

改革の10年

2

「お金も時間もかかりすぎる」と言われていた日本の民事裁判。政府の司法制度改革審議会の提案で導入された「労働審判」は、そんな常識を覆した。「あのとき、泣き寝入りしなくてよかった」。横浜市内のマッサージ店で店長をしていた30代の女性は今、そう振り返る。

2008年末、忙しさでいきなり解雇はないでしょう」と会社側の非を指摘した。「結果的に辞めることにはなったけど、満足して上のミスが多い」と突然、退職を告げられた。

09年6月に労働審判を申し立てた。最初は半信半疑。手続きには何年もかかると思っていた。長引けば次の仕事の足かせにもなる。「黙つて辞めたほうがいいんじゃないかな……」ところが、審判3回目、約2カ月で調停が成立。未払いの残業代や退職金として200万円を手にすることができた。審判の場では、審判員が「ミスを本人に指摘もしていないのに、

「お金も時間もかかりすぎる」と言われていた日本の民事裁判。政府の司法制度改革審議会の提案で導入された「労働審判」は、そんな常識を覆した。「あのとき、泣き寝入りしなくてよかった」。横浜市内のマッサージ店で店長をしていた30代の女性は今、そう振り返る。

いきなり解雇はないでしょう」と会社側の非を指摘した。「結果的に辞めることにはなったけど、満足して上のミスが多い」と突然、退職を告げられた。

06年4月に始まった労働審判は、改革審議会が目標とした「利用しやすい司法」の一環だ。原則3回以内。裁判官に加え、労使双方を代表する審判員の計3人で審理する。

鵜飼良昭弁護士は「通常の労働事件が短期間で解決できるようになった。雇う側のやりたい放題で、泣き寝入りが多くなった労働現場にも『法の支配』を広げていきたい」と話す。

